

ガイドラインの目的と構成

本ガイドラインは、大津市景観計画に示された景観形成の基準等について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取組について共通の認識をもつことができるよう、参考図・写真による具体的事例や数値等により、わかりやすく解説したものです。

本ガイドラインは、次の8編で構成しています。

1 手続編

届出の方法や、届出の対象となる行為と規模、必要な添付書類（書式・記入例）等について、解説を行うとともに資料を添付しています。

2 景観エリア基準編

景観エリア（琵琶湖、湖岸軸及び景観重点地区を除く市全域）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| ① 緑地景観エリア | ③ 市街地景観エリア | ⑤ 商業地景観エリア |
| ② 低層住宅地景観エリア | ④ 沿道市街地景観エリア | ⑥ 工業地景観エリア |

3 景観重点地区基準編

景観重点地区を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| ① 堅田景観重点地区 | ② 坂本景観重点地区 | ③ 大津百町景観重点地区 |
|------------|------------|--------------|

4 湖岸軸基準編

湖岸軸（水辺の景観エリア）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ① 市街地水辺景観エリア | ④ 山岳水辺景観エリア | ⑦ 水辺景観特別エリア |
| ② 集落水辺景観エリア | ⑤ ヨシ原樹林景観エリア | |
| ③ 砂浜樹林景観エリア | ⑥ 河畔林景観エリア | |

5 眺望景観基準編

眺望景観保全地域と対岸眺望景観保全地域を対象とした景観形成基準及び、基準との整合性を客観的に判断するための景観シミュレーションについて解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 北部湖岸眺望景観保全地域 | ⑥ 東海道沿道眺望景観保全地域 |
| ② 堅田眺望景観保全地域 | ⑦ 瀬田唐橋眺望景観保全地域 |
| ③ 雄琴眺望景観保全地域 | |
| ④ 園城寺門前・大津京都心眺望景観保全地域 | ① 堅田・雄琴対岸眺望景観保全地域 |
| ⑤ 大津都心眺望景観保全地域 | ② 大津都心対岸眺望景観保全地域 |

6 公共事業編

本市における公共事業における景観形成を適切に運用していくための手引書として、景観形成配慮指針について解説しています。

7 公共サイン編

本市における公共サイン整備に関する基本方針並びに維持管理のルールを提示し、解説を行うとともに事例を提示しています。

8 都心景観路編

都心景観路の景観形成の基準を解説する手引きとして、土地所有者等の関係者や設計者等が、計画検討や設計の際に活用していただくものです。